

港管第 58 号
令和 2 年 5 月 29 日

福岡市ヨットハーバー指定管理者 様

福岡市長 高島 宗一郎
(港湾空港局港湾管理課)

新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言に伴う施設の対応について (通知)

日頃より、施設の管理運営にご尽力いただきありがとうございます。

国の緊急事態解除宣言を受けた施設の利用制限の段階的な緩和として、下記のとおり対応することとしましたので、通知いたします。

記

1 施設の利用等について

(1) ヨットハーバー施設内の会議室の利用制限を解除します。

ただし、令和2年5月15日港管第41号で通知した対策を徹底してください。

また、別紙の目安を参考に運営してください。

(2) シャワー室、更衣室、ロッカーについては、引き続き当分の間利用を禁止してください

2 解除日

6月1日(月)午前9時半

3 その他

今後の状況により、取扱いの変更等となる場合があります。その際は、別途通知いたします。

以上

(問い合わせ先)
港湾空港局 港湾管理課 企画管理係 米倉
TEL : 092-282-7134 (内線 7134)
FAX : 092-282-7772